

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況は存在していません。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については定額法による減価償却を実施しています。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

退職給付引当金については、期末退職給与の要支給額を基準として計上しています。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

### 3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
建物（基）	41,440,350	0	0	41,440,350
減価償却累計額（基）	△ 9,846,216	△ 820,518	0	△ 10,666,734
小 計	31,594,134	△ 820,518	0	30,773,616
特定資産				
退職給付引当資産（特）	3,508,500	426,300	768,000	3,166,800
熱気球（特）	3,378,585	0	0	3,378,585
車輛取得資金（特）	3,602,763	1,051,578	0	4,654,341
社会貢献事業積立金（特）	40,000,000	0	0	40,000,000
事務局建物取得資金（特）	9,846,216	820,518	0	10,666,734
社会貢献事業準備金（特）	25,000,000	0	5,000,000	20,000,000
杉並木債権（特）	20,000,000	0	0	20,000,000
その他資産取得資金	3,477,894	268,092	0	3,745,986
減価償却累計額（特）	△ 929,109	△ 337,858	0	△ 1,266,967
小 計	107,884,849	1,802,330	5,000,000	104,345,479
合 計	139,478,983	981,812	5,000,000	135,119,095

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
建物（基）	41,440,350	0	41,440,350	—
減価償却累計額（基）	△ 10,666,734	0	△ 10,666,734	—
小 計	30,773,616	0	30,773,616	—
特定資産				
退職給付引当資産（特）	3,166,800	0	0	3,166,800
熱気球（特）	3,378,585	3,378,585	0	0
車両取得資金（特）	4,654,341	0	4,654,341	0
社会貢献事業積立金（特）	40,000,000	0	40,000,000	0
事務局建物取得資金（特）	10,666,734	0	10,666,734	0
社会貢献事業準備金（特）	20,000,000	0	20,000,000	0
杉並木債権（特）	20,000,000	0	20,000,000	0
その他資産取得資金	3,745,986	0	3,745,986	0
減価償却累計額（特）	△ 1,266,967	0	△ 1,266,967	0
小 計	104,345,479	3,378,585	97,800,094	3,166,800
合 計	135,119,095	3,378,585	128,573,710	3,166,800

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	41,440,350	10,666,734	30,773,616
熱気球	3,378,585	1,266,967	2,111,618
車両運搬具	5,709,155	4,662,601	1,046,554
什器備品	10,357,199	9,116,067	1,241,132

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
受取寄附金振替額	337,858